

駐車場法・バリアフリー法に基づく届出のガイドライン

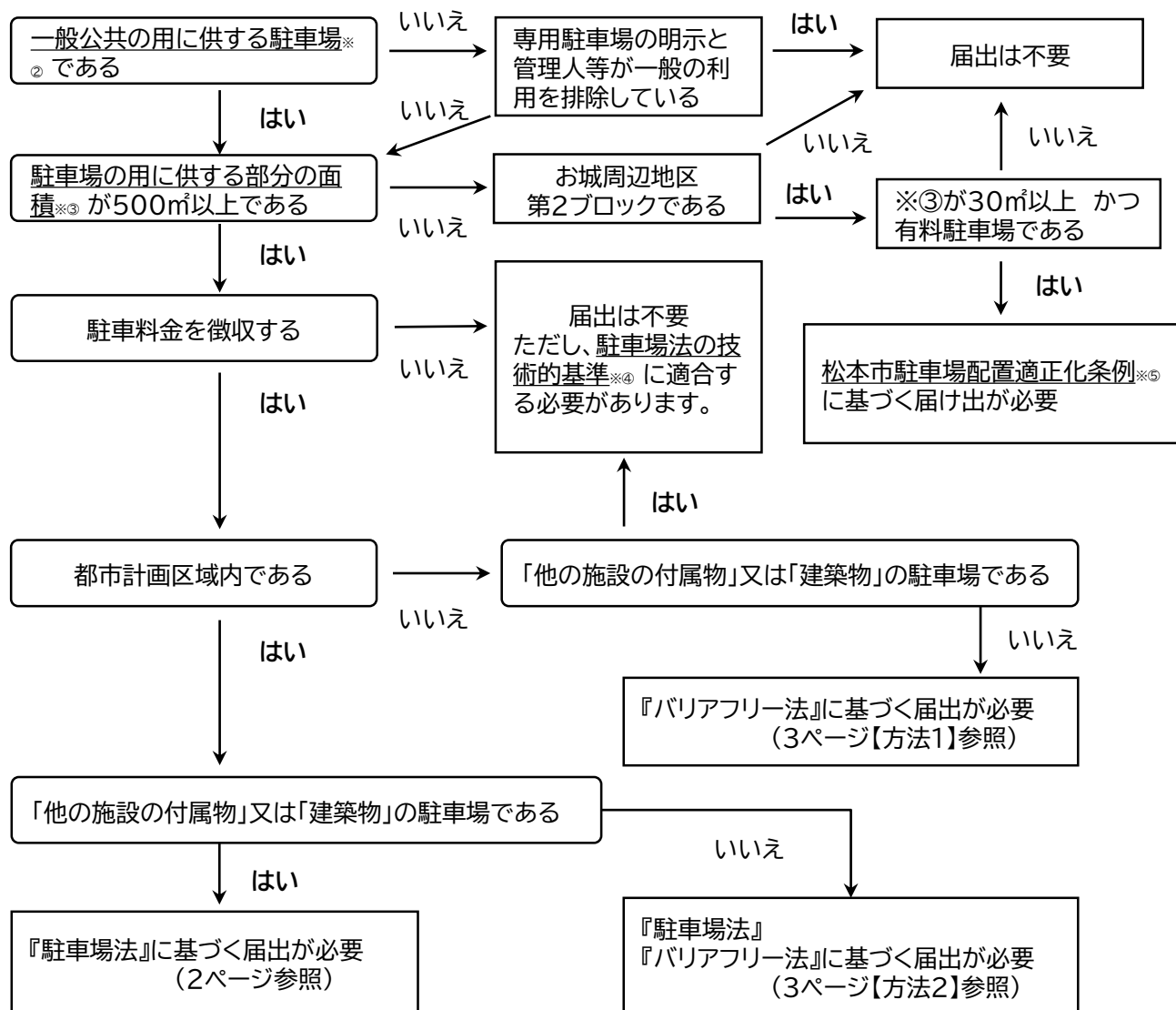
駐車場法に基づく届出の判定

■ はじめに

- ・ 駐車場を設置・運営する場合には、各法令などにより「守らなければならないルール」が定められており、駐車場を設置・運営する方は、各法令の定めに沿って適切な措置を講ずる必要があります。
- ・ また、これに違反すると、各法令の定めにより、是正命令、供用停止命令を受けたり、罰金刑が科せられる場合があります。
- ・ このようなことから、円滑で適切な駐車場整備、管理が行われるよう、駐車場法及びバリアフリー法※①に基づく届出のガイドラインを作成しましたので、駐車場法を設置・運営する方は、記載の内容を参考に必要な手続きを行ってください。

■ 駐車場を設置・運営する場合の必要な手続き判定フロー

- ・ 駐車場法、バリアフリー法に基づく届出の判定フローは以下のとおりです。



※①「バリアフリー法」…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

※②不特定多数の者が自由に使用できる駐車場

※③自動車を駐車し格納する部分(駐車マス)の面積の合計

※④駐車場法第11条に規定の構造及び設備の基準で、駐車場等の出入口等について定めたものです

※⑤市ホームページ“松本市駐車場配置適正化について”をご確認ください

『駐車場法』に基づく届出

駐車場法に基づく届出※⑥の届出先、必要な書類及びその提出時期等については以下のとおりです。駐車場法に基づく届出が必要な路外駐車場を「届出駐車場」といいます。

■ 届出先

- 松本市役所 建設部都市計画課 0263-34-3251(直通)

■ 必要な書類及びその提出時期

- 各届出種別ごとの必要書類及びその提出時期は下表のとおりです。
- 「新設」または「施設の増改築、駐車場台数等の変更」の場合には、届出の前に別途事前の打合せが必要となる場合がありますので、届出先の担当窓口でご確認下さい。
- また、路外駐車場設置(変更)届出書には添付書類が必要となります。
- これら届出に必要な各様式は、ホームページからダウンロードできます。

提出書類		部数	チェック	
設置前の届出	路外駐車場設置(変更)届出書 様式1	2部		
	駐車場の位置を示した地形図(1/10,000以上)			
	平面図(1/200以上) ※駐車場法施行令に基づく構造及び設備基準が分かるもの			
	業務(管理)委託契約書の写(委託する場合のみ)			
	建築物の場合		平面図(1/200以上):各階	
			立面図(1/200以上):2面以上	
			断面図(1/200以上):2面以上	
機械式駐車装置を用いる場合	特殊装置設置計画書			
	大臣認定書の写し			
	認定の条件に適合していることがわかる図面、資料			
設置後	路外駐車場管理規定届 様式2-1 (出入口と公道の位置関係が確認できる全景写真を添付)		※供用開始後10日以内	
	路外駐車場管理規定変更届 様式2-2		※変更後10日以内	
	路外駐車場休止(再開、廃止)届 様式2-3		※変更後10日以内	
	管理規定			

■ 管理規定について

- 管理規定には次の内容を記載する必要があります。
 - 路外駐車場※⑦の名称
 - 路外駐車場管理者の氏名及び住所
 - 路外駐車場の供用時間に関する事項
 - 駐車料金に関する事項
 - 路外駐車場の供用契約に関する事項
 - その他国土交通省令で定める事項

※⑥駐車場法第12条、13条、14条に基づく届出

※⑦道路の路面外に設置される自動車のための駐車施設であって一般公共の用に供される駐車場

『バリアフリー法』に基づく届出

バリアフリー法に基づく届出※⑧の届出先、必要な書類及びその提出時期等については以下のとおりです。バリアフリー法に基づく届出が必要な路外駐車場を「特定路外駐車場」といいます。

■ 届出先

- 松本市役所 建設部都市計画課 0263-34-3251(直通)

■ 必要な書類及びその提出時期

- バリアフリー法に基づく届出には、2種類の届出方法があり、どちらでも構いません。
- いずれの方法とも提出時期は、新設の場合「工事の着手前」、変更の場合は「変更しようとするとき」で同じですが、提出する書類が異なります。

【方法1】

- 「バリアフリー法第12条」による届出方法です。

提出資料	特定路外駐車場設置(変更)届出書(様式3)
	設置届チェックシート(バリアフリー法)

【方法2】

- 「バリアフリー法第12条のただし書き」による届出方法で、駐車場法の届出書類にバリアフリー法の書類を添付して提出する方法です。(都市計画区域内に限ります。※⑨)
- 上記「特定路外駐車場設置(変更)届出書」の代わりに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面」を駐車場法の届出書類に添付することになります。

提出資料	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面(様式4)
	設置届チェックシート(バリアフリー法)

■ 特定路外駐車場について

- 特定路外駐車場は、駐車場法の届出駐車場のうち、「建築物でないもので、他の施設に附属していないもの」が該当します。

※⑧バリアフリー法第12条に基づく届出

※⑨都市計画区域外には駐車場法による届出が必要ないため。